

## 令和4年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率（理論値）

### の本算定結果の概要について

#### 1 事業費納付金について

- 令和3年12月末に国から示された確定係数に基づき算定した事業費納付金（以下「納付金\*1」という。）総額（激変緩和措置後）は、約564億4,700万円と、前年度の本算定結果（約545億1,500万円）と比較して約19億3,200万円（3.54%）増加した。
- 納付金総額が増加した主な要因は、保険給付費が約20億円増加することに伴い、療養給付費等負担金約16億円が増加となる他、普通調整交付金が約4億7千万円、介護納付金国庫負担金約4億円、保険者努力支援交付金（都道府県分）約4億円などが増加となるものの、前期高齢者交付金が約32億円の大幅な減となったことにより、差し引きの結果、総額では約3億円程度の歳入減が見込まれることによるものである。
- 市町村ごとの納付金総額では、29団体（82.86%）が増加、6団体（17.14%）が減少となった。
- 被保険者1人当たりの納付金（激変緩和措置後）は、納付金総額の増加により126,781円と、前年度の本算定結果（120,054円）と比較して6,727円（5.60%）増加した。
- 市町村ごとの被保険者1人当たりの納付金の伸び率は、34団体（97.14%）が増加、減少は1団体（2.86%）であった。
- なお、増加している団体のうち、最大の伸び率は8.91%（9,857円）であった。

国民健康保険事業費納付金の本算定結果				
年 度	令和4年度	令和3年度	対前年度	
			増減数	増減率
納付金総額	56,447,507,275円	54,515,445,508円	1,932,061,767	3.54%
被保険者数	445,235人	454,088人	▲ 8,853人	▲ 1.95%
被保険者1人当たり納付金	126,781円	120,054円	6,727	5.60%

市町村ごとの増減率 (被保険者1人当たり納付金)		増 加	減 少
対前年度	増減数	34団体	1団体
	割合	97.14%	2.86%

最大	8.91%(9,857円)
----	---------------

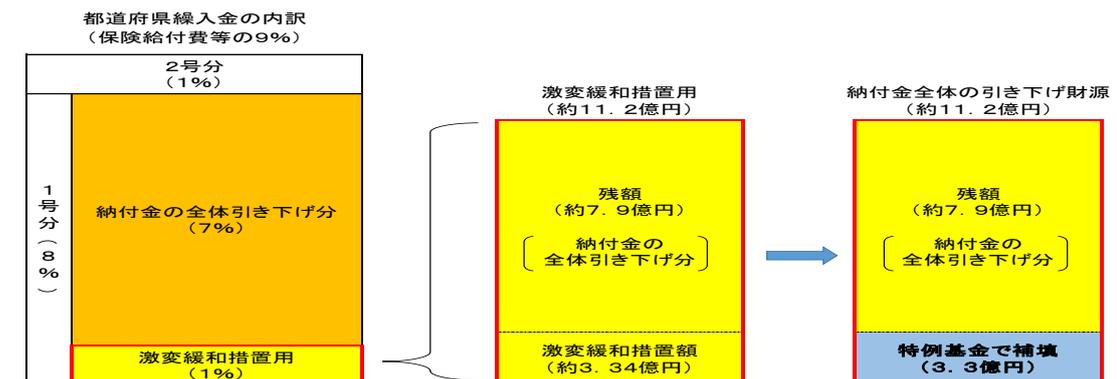
※1) 納付金：各市町村が都道府県に納める金額。都道府県の給付費総額から、前期高齢者交付金や療養給付費等負担金、保険者努力支援制度（都道府県分）など都道府県に交付される公費を控除した額を、被保険者数や所得水準、年齢調整後医療費水準等に基づき市町村ごとに按分して算出している。

## 2 激変緩和措置の内容について

- 制度改革の前後で、被保険者の保険料（税）負担が急激に増加することを回避するための仕組みとして、前年度に引き続き激変緩和措置を実施した。
- 具体的には、平成28年度における被保険者1人当たりの納付金相当額と、令和4年度の1人当たりの納付金を比較して、増加する金額のうち、例えば医療分は、対令和3年度比で自然増（2.22%）及びδ（0.50%）分を除いた金額を措置している。
- その結果、23団体に対し総額約5億7,800万円の措置を行っており、前年度の本算定結果（4団体、総額約6,300万円）と比較して19団体（475.00%）、総額ベースでは約5億1,500万円（820.17%）の増加となっている。
- なお、激変緩和措置の財源については下表のとおりである。激変緩和措置に活用する県繰入金3億3千4百万円は、激変緩和措置を実施しない場合には納付金全体の引下げ財源として活用するが、そのうち3億3千万円については、下図のとおり特例基金（激変緩和分）を取崩し、納付金全体の引下げ財源の減少分を補填することとした。

年 度	令和4年度	令和3年度	対前年度	
			増減数	増減率
激変緩和措置対象	23団体	4団体	19	475.00%
激変緩和措置額	578,529,211円	62,872,223円	515,656,988	820.17%

財 源		
国の財政支援	暫定措置	174,133,000
	追加激変緩和	69,653,000
	計	243,786,000
県繰入金（1号）	定率分（1/9）	334,743,211
合 計		578,529,211



### 3 標準保険料率（理論値）※<sup>2</sup>について

- 【資料 1 - 2】「令和 4 年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率（理論値）」のとおり。

※<sup>2</sup> 標準保険料率（理論値）：

統一の算定ルールに基づき県が算定する理論値であり、市町村毎の保険料率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」（算定方式：宮城県は 3 方式）と、県内全ての市町村の標準的な水準を表す「都道府県標準保険料率」（算定方式：2 方式）がある。

なお、実際の保険料（税）率は、標準保険料率（理論値）を参考として各市町村が決定するため、今回の算定結果が実際の保険料（税）率を示すものではない。

### 4 令和 4 年度における各市町村の保険料（税）率の改正に関する検討状況 (令和 4 年 1 月 2 6 日 現在)

- 令和 4 年度の国民健康保険料（税）率の改正（子どもに係る国民健康保険料（税）の均等割額の軽減措置を除く）に関する検討状況の調査を行ったところ、その結果、「改正する予定」と回答したのが 9 団体（25.71%）、「改正しない予定」と回答したのが 23 団体（65.72%）、「現時点では分からない」と回答したのが 3 団体（8.57%）になっている。
- 「改正する予定」と回答した 9 団体のうち、1 団体が引き上げの見込み、6 団体が引き下げの見込み、1 団体が据え置きの見込み、残りの 1 団体は現時点では分からないと回答している。

令和 4 年度における各市町村の国民健康保険料（税）率の改正に関する調査結果		
	団体数	割合
改正する予定	9 団体	25.71%
引き上げの見込み	1 団体	
引き下げの見込み	6 団体	
据え置きの見込み	1 団体	
現時点では分からない	1 団体	
改正しない予定	23 団体	65.72%
現時点では分からない	3 団体	8.57%

(令和 4 年 1 月 2 6 日 現在)